

【「宇土市独自義援金」「熊本地震義援金」比較表】

	宇土市独自義援金	熊本地震義援金
対象	<p>(1) 住家が一部損壊（または床上浸水）の判定を受け、修理費に30万円以上支払った世帯（一つの家屋に二つ以上の世帯がある場合は、何方か一つの世帯に限る）</p> <p>(2) 熊本地震発生時（平成28年4月14日または16日）宇土市に住民登録のある方</p> <p>(3) 一部損壊世帯への平成28年熊本地震義援金の配分対象となっていない世帯</p>	<p>住家が一部損壊（または床上浸水）の判定を受け、修理費に100万円以上支払った世帯</p>
金額	<p>30万円以上50万円未満：4万円</p> <p>50万円以上：5万円</p>	<p>12万円</p> <p>（内訳：県義援金10万円＋宇土市独自義援金2万円）</p>
修理の対象範囲	<p>地震の被害を受けた箇所の修理とし、外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。</p> <p>※内装工事は対象となります。</p>	<p>日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。</p>
提出書類等	<p>○申請書 ○同意書 ○り災証明書（写し可）</p> <p>○被害箇所の修繕後の写真 ○領収書（修繕箇所のわかる内訳を添付）</p> <p>○預金通帳（写し可）</p> <p>※印鑑（認印可）をお持ちください。</p>	